

西宮市第2次救急医療事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が厚生労働省の救急医療対策事業実施要綱などに基づき休日および夜間における第2次救急医療を確保することに関して必要な事項を定める。

(実施地域)

第2条 第2次救急医療事業は、主として西宮市域を実施地域とする。

(実施方法)

第3条 第2次救急医療事業は、一般社団法人西宮市医師会（以下「医師会」という。）に委託して実施する。

2 第2次救急医療事業は、医師会、兵庫県、近隣各市その他の関係団体と協力して実施する。

(事業内容)

第4条 第2次救急医療事業の内容は、次の各号のとおりとする。

(1)病院群輪番制事業

第1次救急医療機関では処置が困難なため、第1次救急医療機関から転送されてきた救急患者を受け入れ、診療を実施するもの。

(2)小児病院群輪番制事業

第1次救急医療機関では処置が困難なため、第1次救急医療機関から転送されてきた小児救急患者を受け入れ、診療を実施するもの。

(実施日、患者受入時間帯)

第5条 第2次救急医療事業の実施日および患者受入時間帯は、原則として次の各号のとおりとする。

(1)休日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から1月3日までの午前8時から午後6時まで

(2)夜間 毎日の午後6時から翌日の午前8時まで

(診療体制など)

第6条 第2次救急医療事業は、第4条に規定する各事業を実施するのに必要な診療部門、専用病床および医療従事者を確保した病院により実施する。

2 実施日における病院数は、医師会、兵庫県、近隣各市その他の関係団体と協議のうえ決定する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、第2次救急医療事業の実施に必要な事項は、医師会、兵庫県、近隣各市その他の関係団体と協議のうえ決定する。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 昭和54年4月1日実施の西宮市第2次救急医療事業実施要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。